

協定締結者の役割

区分		役割	備考
協定締結	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 海岸防災林の再生に向けた植栽等の活動 海岸防災林の役割の理解 森林造成を通じた防災意識の高揚 	
	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 海岸防災林の役割や森林造成を通じた防災意識の醸成 実施主体の活動実施箇所の選定, 提供 (県有林及び私有林。私有林の場合は土地使用者承諾を取得したものに限る。) 実施主体が行う活動に対する技術的指導 活動実施箇所の点検 必要に応じ, 活動継続困難箇所または実施困難作業等の管理 活動計画及び実績等の情報発信, 広報宣伝 	
	市町	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体の活動実施箇所の選定, 提供 (市町有林又は私有林。私有林の場合は土地使用者承諾を取得したものに限る。) 実施主体と連携した活動の推進 県と連携した各種業務 	
	国(林野庁)	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体の活動実施可能箇所の情報提供(民直箇所) 	

※ 実施要領第2の3のただし書きに基づく協定の場合, 上表の市町を削除したものと見なす。

(参考) 活動の流れ

行動	対象	内容
1. 活動実施可能箇所の選定	国, 県, 市	<ul style="list-style-type: none"> 植生基盤造成が終了した箇所から選定 活動実施可能箇所の区分
2. 活動実施に関する県への協議 (実施要領第6(1)の場合) 活動実施者の公募等 (実施要領第6(2)の場合)	市町 県	<ul style="list-style-type: none"> 市町と民間団体等との連携検討 ホームページ等に掲載
3. 活動実施者(実施主体)の決定	県, 市町	<ul style="list-style-type: none"> 提出された申請書により審査, 決定 審査に際して県は市町に意見聴取
4. 協定締結	実施主体, 県, 市町	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結
5. 活動計画の提出	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 全体及び年間計画書の作成, 提出
6. 活動着手	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 活動着手
7. 活動実施と技術的指導等支援	実施主体 県, 市町	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体の活動(植栽等活動) 県は林業技術を指導(県)
8. 活動終了	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 植栽等終了 協定に沿った活動か否かの確認
9. 情報発信・広報宣伝	県, 市町	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画及び実績を発信
10. 活動(協定期間)終了後の管理	県, 市町	<ul style="list-style-type: none"> 原則として森林所有者が管理